

〇つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱

平成30年4月5日

告示第438号

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の委員及び懇談会等の構成員（以下「委員等」という。）の一部を市民から募集すること並びに委員等の候補者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関であつて、当該附属機関の設置に係る法律又は条例に委員の一部を市民のうちから任命する旨が規定されているものをいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議であつて、当該会議の開催に係る要綱その他の規程に構成員の一部を市民のうちから選任する旨が規定されているものをいう。

(委員等の任命又は選任)

第3条 市長その他の執行機関は、委員等を任命し、又は選任するときは、市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）のうちから募集し、又は委員等の候補者として登録された者の中から選考することにより行うものとする。

(委員等の募集)

第4条 市長その他の執行機関は、市民のうちから募集をして委員等を任命し、又

は選任する場合は、広報つくば及び市のホームページに次に掲げる事項を掲載し、おおむね2週間以上の応募期間を設けて委員等を募集するものとする。

- (1) 附属機関又は懇談会等の名称、目的及び内容
- (2) 委員等の役割
- (3) 任期又は開催期間及び報酬又は謝礼
- (4) 会議の開催予定回数及び時期
- (5) 委員等の募集人数、応募資格、応募方法及び応募期間
- (6) 委員等の選考方法
- (7) その他委員等の募集に関し必要と認める事項

2 前項の規定により募集する場合は、附属機関又は懇談会等の庶務を担当する部署の長（以下「庶務担当部署の長」という。）は、あらかじめ附属機関の設置又は懇談会等の開催の目的に応じて応募資格を定め、並びに募集要項及び選考基準を作成しなければならない。

3 第1項の規定により募集した場合は、庶務担当部署の長は、同項の規定により任命し、又は選任するための選考委員会を設置しなければならない。

4 第1項第6号に規定する委員等の選考方法は、応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする。

（委員等候補者の登録）

第5条 市長は、2年ごとに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で当該年の4月1日現在において18歳以上のものの中から無作為に抽出した者に、委員等の役割等を記した通知を送付し、委員等の候補者として登録することに同意した者の名簿を作成するものとする。

（市民委員の委員等に占める割合）

第6条 この要綱により市民のうちから募集して委員等に任命し、又は選任する者（以下「市民委員」という。）の委員等に占める割合は、おおむね3割を目途とする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(委員等の選考方法の選択)

第7条 庶務担当部署の長は、第4条の規定による委員等の市民募集をするか、又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任をするかのいずれかを選択して委員等の選考を行うものとする。

2 庶務担当部署の長は、前項の規定によりいずれかの方法を選択したときは、市民委員選考実施報告書(様式第1号)により選考方法の内容を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

(委員等の選任等留意事項)

第8条 市長その他の執行機関は、市民のうちから委員等を任命し、又は選任するときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) つくば市職員及びつくば市議会議員は任命し、又は選任しないこと。

(2) 同一の附属機関又は懇談会等で連続して再任する場合の再任は、1回限りとする。

(3) 他の附属機関又は懇談会等の委員等(市民委員に限る。)を併任する場合は、2つまでとすること。

(市民委員への事前説明)

第9条 庶務担当部署の長は、附属機関の会議又は懇談会等を開催する前までに当該会議のスケジュール、目的、内容等について市民委員に対して説明を行うものとする。

(委員等の再募集)

第10条 市長その他の執行機関は、第4条の規定により委員等の市民募集をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による委員等の市民募集又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任を行うものとする。ただし、第4条の規定により委員等の市民募集をする場合で広報つくばに掲載する時間的余裕がないときは、広報つくばへの掲載を省略することができる。

(1) 応募がなかったとき又は応募者数が市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(2) 選考の結果、市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(選任等結果報告及び公表)

第11条 庶務担当部署の長は、この要綱により委員等を任命し、又は選任したときは市民委員選任等結果報告書(様式第2号)により任命し、又は選任した結果を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

2 政策イノベーション部企画経営課長は、前項の規定により報告があった場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法によりその旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年告示第518号)

この告示は、公表の日から施行する。